

宇都宮市図書館広告掲載事業のご案内（募集要項）

宇都宮市図書館のしおり（返却スリップ）広告募集

宇都宮市図書館では新たな財源確保、資料の充実、企業等の事業活動を促進することを目的として、市図書館で配布している図書館のしおり（返却スリップ）に掲載する広告主を募集します。

1 募集内容

図書館のしおり（返却スリップ）に広告を掲載し、広告を掲載したしおりを来館者に配布します。

配布対象人数	年間約80万人（全館の延貸出人数）
広告のサイズ及び作成数	縦115mm×横65mm 単色刷り（黒・赤・青・緑のいずれか） 年間約80万枚
広告料	1枠13,200円（税込み）（1月あたり1,100円）
募集枠	10枠（1枠約8万枚×10枠）
配布期間	令和8年4月または決定した翌月から配布し、令和9年3月まで

2 募集手続き

応募の締め切り	令和8年1月15日（木）（必着） ただし、募集枠に達しない場合は随時募集
提出物	① 宇都宮市図書館広告掲載事業申込書（様式第1号） ② 広告の原稿（デザイン画） ③ 広告主の会社（組織）概要
提出場所 (持参または郵送)	〒320-0845 宇都宮市明保野町7番57号 宇都宮市立中央図書館あて ※郵送の場合は簡易書留で「宇都宮市図書館広告掲載事業申込書」と明記して送付してください。（簡易書留以外では受付できません。）

3 広告主の決定方法

（1）決定方法

広告の原稿・会社概要を審査の上決定します。なお、応募者が募集枠を上回った場合は抽選となります。

（2）結果の公表

応募者に対し文書で結果を通知します。

4 掲載しない広告

法令等に違反したり、公序良俗に反するものなどは掲載できません。詳細については、「宇都宮市図書館広告掲載事業取扱要領」、「宇都宮市広告事業実施要綱」及び「宇都宮市広告事業掲載基準」をご覧ください。

5 その他

- 応募者は、募集要項、宇都宮市図書館広告掲載事業取扱要領、宇都宮市広告事業実施要綱、宇都宮市広告事業掲載基準等を熟読のうえ応募してください。
- 広告のデザイン等の作成については、広告主が負担するものとします。
- 広告主については、市税を完納していることを条件とします。
- 応募者は広告主の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

※申込書類等のダウンロード

宇都宮市図書館ホームページから、下記書類のダウンロードができます。

(URL <https://www.lib-utsunomiya.jp/>)

募集要項、広告掲載事業申込書、宇都宮市図書館広告掲載事業取扱要領、宇都宮市広告事業実施要綱、宇都宮市広告事業掲載基準

問合せ先

宇都宮市立中央図書館

電話番号：028-636-0231

FAX：028-639-0740